

京都市告示第 359 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年1月18日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高速道路2号線	伏見区竹田向代町川町29番地の15地先から 同区向島大黒20番地の3地先まで	平成20年1月19日 午後3時

(建設局土木管理部道路明示課)